Ⅱ 公害の現状と対策

1 公害苦情の状況

(1) 受付方法別の苦情件数(令和6年度)

方法	電話	来庁	メール	文書	その他	合計
件数	332	19	55	2	9	417

(2) 発生源別の苦情受付件数

ア 発生源別・月別苦情受付件数

<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>旧又口</u>	一致									
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
工場	5	4	2	1	2	2	0	5	1	0	2	1	25
指定作業場	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
建設作業	19	22	24	14	14	11	27	22	24	27	16	21	241
一般	22	20	14	10	13	16	11	16	5	7	3	10	147
合計	46	47	40	25	29	30	38	43	31	34	21	33	417

イ 発生源別苦情受付件数の推移(平成27年度~令和6年度)

	<u> </u>	11/21 H		11 2/ 1	1117		· /2	14 /1 14 /			
	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
-	工場	35	38	22	30	25	38	38	39	30	25
指定	官作業場	11	14	10	6	11	14	7	4	6	4
建	設作業	91	117	94	117	149	220	189	195	178	241
-	一般	146	108	118	141	113	165	169	141	149	147
	合計	283	277	244	294	298	437	403	379	363	417

(3) 現象別の苦情受付件数

ア 現象別・月別苦情受付件数

<u> </u>	<u> 刊・月)</u>	別古情	<u> </u>	釵										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
ばい煙	1	3	0	1	0	1	0	1	1	0	1	2	11	2%
粉じん	2	3	4	5	6	3	5	3	9	3	4	4	51	10%
有害ガス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0%
悪臭	8	11	6	2	4	9	4	8	1	5	1	3	62	13%
汚水	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0%
騒音	39	22	23	10	14	15	24	25	22	23	14	21	252	52%
振動	5	8	9	8	5	1	5	5	5	9	8	5	73	15%
その他	1	4	5	6	5	2	3	5	1	0	1	1	34	7%
合計	56	53	47	33	34	31	41	47	39	40	29	36	486	
構成比	12%	11%	10%	7%	7%	6%	8%	10%	8%	8%	6%	7%		

イ 現象別苦情受付件数の推移(平成27年度~令和6年度)

722,474	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
ばい煙	14	5	10	3	8	13	9	9	7	11
粉じん	8	27	23	26	49	35	46	37	43	51
有害ガス	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1
悪臭	33	43	35	56	56	52	56	54	58	62
汚水	1	3	0	0	0	0	0	1	2	2
騒音	156	138	133	174	177	299	252	230	201	252
振動	35	39	31	35	51	70	51	64	63	73
その他	71	55	38	49	32	37	34	48	38	34
合計	318	310	270	343	374	509	448	443	412	486

ウ 現象別・町別苦情受付件数

<u>リ 児</u> 劇	<u> </u>	<u> </u>	文刊件	奴					
	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合 計
両国	0	1	0	2	0	9	3	1	16
千歳	0	1	0	2	0	12	0	1	16
緑	3	5	0	1	0	13	3	0	25
立川	0	2	0	1	0	7	0	0	10
菊川	0	3	0	3	0	7	5	1	19
江東橋	0	0	0	2	0	14	4	1	21
横網	0	0	0	0	0	4	1	0	5
亀沢	0	3	0	3	0	13	2	0	21
石原	0	2	1	1	0	8	2	0	14
本所	0	2	0	1	0	6	1	1	11
東駒形	0	1	0	3	0	3	0	1	8
吾妻橋	0	0	0	2	0	9	2	1	14
錦糸	0	0	0	2	0	16	7	0	25
太平	0	2	0	2	0	9	3	2	18
横川	0	1	0	4	0	9	2	0	16
業平	0	2	0	3	0	4	1	0	10
向島	0	8	0	1	2	22	3	1	37
東向島	1	3	0	3	0	15	9	7	38
堤通	0	2	0	0	0	1	1	1	5
墨田	1	2	0	4	0	13	2	4	26
押上	0	4	0	2	0	12	4	3	25
京島	1	1	0	1	0	7	2	2	14
文花	0	1	0	0	0	8	4	0	13
八広	3	3	0	5	0	16	7	4	38
立花	2	2	0	2	0	10	4	1	21
東墨田	0	0	0	12	0	4	1	2	19
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	11	51	1	62	2	252	73	34	486

エ 現象別・発生源別苦情受付件数

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合 計
工場	0	0	1	15	0	12	3	0	31
指定作業場	3	0	0	0	0	1	0	0	4
建設作業	3	51	0	9	0	166	69	1	299
一般	5	0	0	38	2	73	1	33	152
合計	11	51	1	62	2	252	73	34	486

オ 現象別・業種別苦情受付件数

【工場】

_【工場】 					\	t.	1		
	ばい煙		有害ガス	悪臭	汚水。	騒音	振動。	その他	
製造業	0	0	1	15	0	12	3	0	31
(1)食料品製造業	0	0	0	9	0	3	1	0	13
(2)飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)衣類・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)木材·木製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)家具·装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8)出版・印刷・同関連産業	0	0	1	2	0	1	0	0	4
(9) 化学工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10)石油製品·石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11)プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(12)ゴム製品製造業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
(13)なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	2	0	0	0	0	2
(14)窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15)鉄鋼業	0	0	0	0	0	2	0	0	2
(16)非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17)金属製品製造業	0	0	0	1	0	5	2	0	8
(18)一般機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19)電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20)輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21)精密機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22)武器製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23)その他の製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ (1)洗たく・理容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビ (2) 白動宙敷備業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ス (3)機械家具等修理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	15	0	12	3	0	31

【指定作業場】

【拍比作耒場】					l	l	l		
	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
(1) レディミクストコンクリート製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 自動車駐車場	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(3) 自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) ガソリンスタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 自動車洗車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) ウエスト・スクラップ処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)廃棄物の積替え保管場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8)セメントサイロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9)材料置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10)死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11)と畜場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12) 畜舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13)青写真作成作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14)工業用材料薬品作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15)食物くん蒸場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16)めん類製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17)豆腐煮豆製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18)砂利採取場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19)洗濯事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20)廃油処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21)汚泥処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22)し尿処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23)汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24)下水処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25)暖房用熱風炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) ボイラー	3	0	0	0	0	0	0	0	3
(27)ガスタービン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(28) 焼却炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(29)地下水揚水事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30)浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(31)病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(32)試験・研究機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	0	0	1	0	0	4

【建設作業】

TARTIAL									
	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
特定建設作業	0	6	0	0	0	62	16	0	84
指定建設作業	2	15	0	1	0	49	46	1	114
その他の建設作業	1	30	0	8	0	55	7	0	101
合計	3	51	0	9	0	166	69	1	299

【一般】

		ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
(1) 木工作	業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他の	作業場	0	0	0	0	0	5	0	1	6
(3) 興行場・	遊戯場	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(4)飲食店·	喫茶店	0	0	0	13	0	20	0	0	33
(5)商店·	百貨店	0	0	0	2	0	3	0	0	5
(6)学校・	病院	0	0	0	0	0	4	0	0	4
(7) ビル・	事務所	1	0	0	1	0	2	0	0	4
(8) 商業宣信	伝放送	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	自動車	0	0	0	0	0	3	1	0	4
(9)交通機関	航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(10)一般家	庭	1	0	0	3	0	12	0	0	16
(11) その他	1	3	0	0	19	2	21	0	32	77
合計		5	0	0	38	2	73	1	33	152

2 大気汚染

大気汚染は、窒素酸化物や光化学オキシダント等の物質が直接人々の健康に影響を与えるだけでなく、酸性雨を引き起こす原因となり、その対策が求められている。墨田区の大気汚染の由来としては、自動車等の移動発生源から排出される物質の影響が大きいとされている。増え続ける自動車交通量やディーゼル車の排出ガスが大きな原因となり、長い期間大気汚染は改善されなかったが、平成15年10月からディーゼル車の走行規制により大気環境は改善している。

(1) 常時測定

令和3年度から、庁舎分室で大気汚染物質の常時測定を実施している(平成24年度までは 庁舎分室と家庭センター、平成25年度から平成27年度までは庁舎分室とすみだ環境ふれあい 館、平成28年度から令和2年度までは庁舎分室とすみだ清掃事務所亀沢事業所で測定してい た。)。

ア 測定地点及び項目

測定地点	所在地	二酸化硫黄	浮遊粒子状 物質	窒素酸化物
庁舎分室	吾妻橋一丁目 24 番 4 号	0	0	0

イ 測定結果

(ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

主に燃料中に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生する。近年は低い値で推移しており、平成14年度以降は、環境基準を超えた日はない(環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。)。

(イ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している微粒子で粒径が $10 \, \mu \, m$ 以下の物質をいう。自動車から排出されるものが多く、特にディーゼル車から多く排出される。浮遊粒子状物質の年平均値は、ここ数年横ばい傾向にある。長期的評価においても、環境基準を満たしていた (環境基準: 1時間値の 1 日平均値が $0.10 \, m \, m$ であり、かつ、1 時間値が $0.20 \, m \, m$ 以下であること。)。

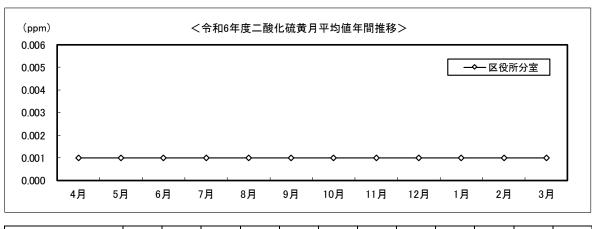
(ウ) 窒素酸化物 (NO₂、NO)

主に自動車から排出される。浮遊粒子状物質と同じく年平均値は、ここ数年横ばい傾向にある。長期的評価においては、環境基準を満たしていた(環境基準:NO₂については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。NOについては、環境基準は設定されていない。)。

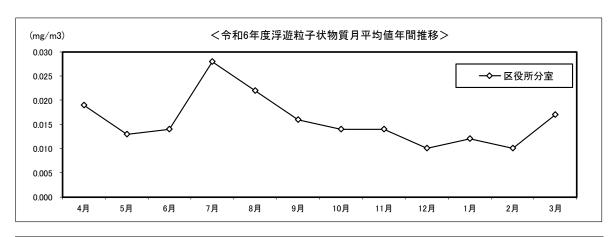
- ※ データは次ページ以降の表、グラフのとおり
- ※ 長期的評価

SO₂、SPM: 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの (365 日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。た だし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

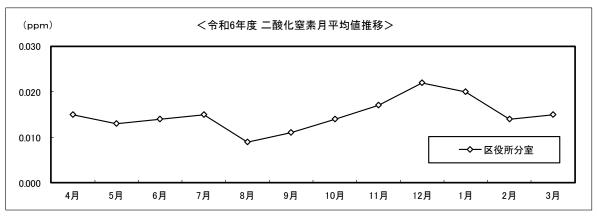
NO₂ :年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1 日平均値の年間98%) で評価を行う。



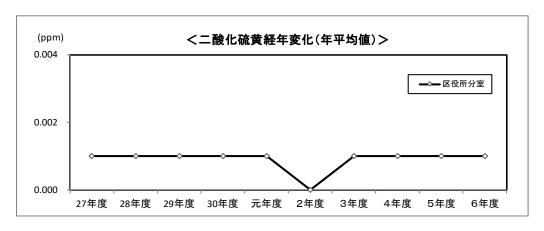
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001



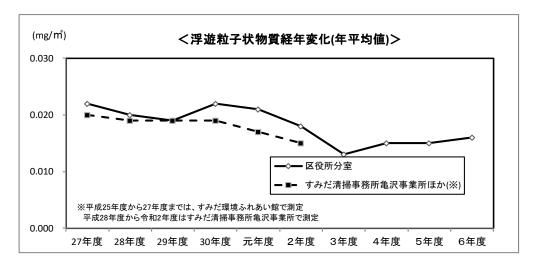
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.019	0.013	0.014	0.028	0.022	0.016	0.014	0.014	0.010	0.012	0.010	0.017



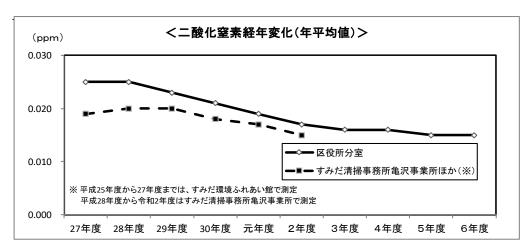
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.015	0.013	0.014	0.015	0.009	0.011	0.014	0.017	0.022	0.020	0.014	0.015



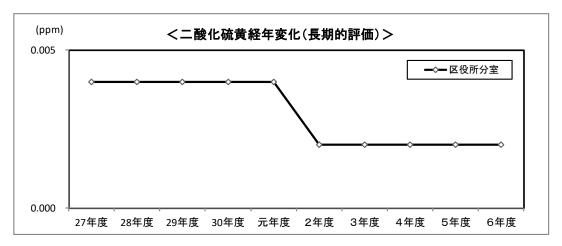
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
I	区役所分室	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001



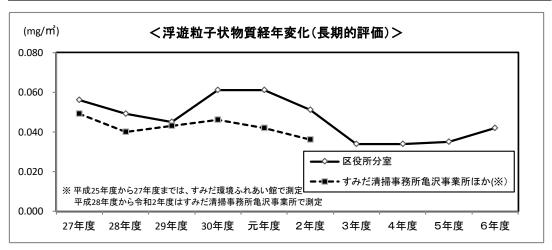
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区役所分室	0.022	0.020	0.019	0.022	0.021	0.018	0.013	0.015	0.015	0.016
すみだ環境ふれあい館	0.020	_	_	_	_	_	_	_	_	_
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	_	0.019	0.019	0.019	0.017	0.015	ı	ı	1	-



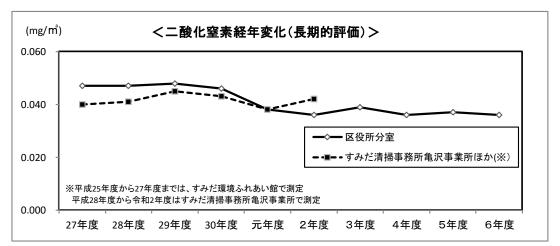
	27年度	/ /					3年度	4年度	5年度	6年度
区役所分室	0.025	0.025	0.023	0.021	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015
すみだ環境ふれあい館	0.019		_		-	1	-	_		Ī
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	_	0.020	0.020	0.018	0.017	0.015	_	_	_	_



ı		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	区役所分室	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002



	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区役所分室	0.056	0.049	0.045	0.061	0.061	0.051	0.034	0.034	0.035	0.042
すみだ環境ふれあい館	0.049	-	-	-	-	1	-	1	-	_
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	_	0.040	0.043	0.046	0.042	0.036	_	-	_	_



	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区役所分室	0.047	0.047	0.048	0.046	0.038	0.036	0.039	0.036	0.037	0.036
すみだ環境ふれあい館	0.040	_	_	-	ı	-	1	ı	-	-
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	_	0.041	0.045	0.043	0.038	0.042	-	_	-	_

(2) 光化学スモッグ

光化学オキシダントは、自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽の紫外線を受け複雑な化学反応を起こし二次的に生成されるものであり、目や粘膜への刺激、植物への被害等の影響がある。

令和6年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、東京都全体で15日、墨田区が属する東京都区北部地域は5日であった。東京都区北部地域は、7月と8月と9月に発令があった。

墨田区では、光化学スモッグ注意報等の発令時には、防災無線等を使って区民に屋外での運動を控えるよう注意を呼びかけている。

光化学スモッグ注意報等の発令状況

() 東京都全体

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予 報	3 (3)	0 (0)	2 (3)	1 (2)	1 (1)	4 (5)
注意報	1 (7)	2 (6)	2 (6)	2 (7)	3 (4)	5 (15)
学校情報	8 (16)	5 (17)	6 (16)	8 (17)	7 (19)	16 (33)

(3) アスベスト対策

区では、平成17年9月から「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱」を適用し、民間住宅や中小企業の建築物における吹付け材のアスベスト含有に関する分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっ旋及び利子分の補助等を行っている。

平成28年12月から「建築物の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱」を制定し、全ての建築物の解体等工事について、アスベストに関する事前調査を行うように指導し、その結果を区へ報告すること及び現場に掲示することを求めている。また、大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の建築物等の解体等工事について、アスベストに関する事前調査の結果を労働基準監督署及び自治体に報告することが義務付けられ、原則として国の石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこととなった。令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体等工事について、必要な知識を有する者(建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録されている者)による事前調査の実施が義務付けられた。

アスベスト含有建築物解体等工事については、「大気汚染防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、特定粉じん排出等作業実施届出書等の提出を受け、工事施工前にアスベストの飛散防止対策の確認及び指導を行っている。

アスベストに関する受付件数

年度	元年度	2年度	3 年度	4年度	5 年度	6年度
分析調査費助成件数	5件	6件	5件	4 件	2 件	2 件
アスベストの事前調査に係る報告書	388 件	334 件	465 件	2,106件	2,209件	2,385件
特定粉じん排出等作業実施届出書	43 件	48 件	21 件	33 件	32 件	23 件

(4) 眺望調査

大気汚染状況を把握するには、各種汚染物質を測定する方法以外に、一定の対象物を眺望す

る方法があり、平成3年4月から富士山等の観測を庁舎14階で行っている。観測結果は次の表のとおりである。令和6年度は、ほぼ例年どおりの結果となった。

観測期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日

観測時刻:午前9時

ア 観測対象と観測結果

観測対象	方角	距離	観測日数	見えた日	割合
富士山	西	106km		66	27.2
筑波山	北東	64km		77	31.7
池袋サンシャイン	西北西	8km	243	229	94.2
幕張ワールドビ ジネスガーデン	東南東	22km		150	61.7

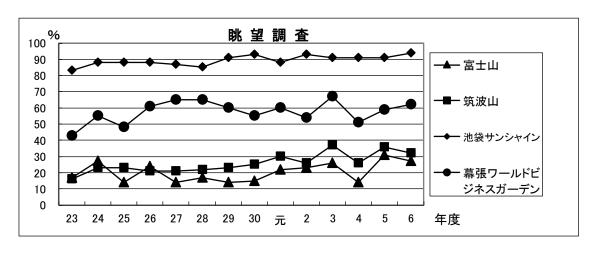
イ 月別観測結果

/ 1 /1/1 年ルババルロン	_												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
観測日数	21	21	20	22	21	19	22	20	20	19	18	20	243
富士山	2	3	2	0	1	1	4	8	18	11	14	2	66
筑波山	2	4	2	1	2	5	7	8	16	11	14	5	77
池袋サンシャイン	20	20	19	22	19	19	20	18	20	18	18	16	229
幕張ワールドビ ジネスガーデン	9	10	13	11	16	14	13	11	15	11	16	11	150

ウ 経年変化

見えた日/観測日数 単位:%

										. / 1701/		•	1 1	, -
年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
富士山	17	27	14	24	14	17	14	15	22	23	26	14	31	27
筑波山	16	23	23	21	21	22	23	25	30	26	37	26	36	32
池袋サンシャイン	83	88	88	88	87	85	91	93	88	93	91	91	91	94
幕張ワールドビ ジネスガーデン	43	55	48	61	65	65	60	55	60	54	67	51	59	62



(5) ダイオキシン類測定結果

ア 調査日

大気測定:令和7年2月6日~2月13日 連続7日間

イ 調査内容

大気中のダイオキシン類調査 大気環境基準値 [0.6pg-TEQ/m³]

ウ 調査結果

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	測定値		
亀沢のぞみの家	0. 0069		
墨田区立桜堤中学校	0.012		
墨田区立桜堤中学校(二重測定)	0.011		

《参考》 墨田清掃工場ダイオキシン類調査結果

測定項目:排ガス [単位:ng-TEQ/m³N]

測 定 日	測定値			
令和6年5月15日	0. 00000019			
令和6年10月25日	0. 00000098			

規制基準値: 1 ng-TEQ/m³N

◇ng(ナノグラム) : 10億分の1グラム

◇TEQ : ダイオキシン類の毒性を 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキ

シンに等価換算した量

 \lozenge m 3 N : ノルマル立方メートルを示し、標準状態 $(0\,^\circ$ C、1気圧) にお

ける気体1立方メートル

◇pg(t゚コグラム): 1兆分の1グラム

(6) 大気中の有害化学物質の測定結果

ア 調査日 令和6年7月31日(水)~8月7日(水) 連続7日間

有害化学物質は、令和7年8月6日(火)~8月7日(水) 連続24時間

令和7年1月9日(水)~1月16日(水) 連続7日間

有害化学物質は、令和7年1月15日(火)~1月16日(水) 連続24時間

イ 調査場所 区立竪川中学校、フクシ・エンタープライズ墨田フィールド(墨田区総合運動場)

ウ 調査結果 環境基準*1の設定されている項目については両地点とも環境基準を満たしていた。微小粒子状物質 (PM2.5) については、夏季・冬季それぞれ1週間の測定のため、単純に年平均値との比較はできないが、環境基準の1日平均値は満たしていた

調査結果は次のとおりである。

(ア)揮発性有機化合物等

単位: μ g/m³

項目	×	立竪川中学	校	フクシ・エン	タープライズ墨	田フィールド	甘淮荷學
均 日	夏季	冬季	年平均	夏季	冬季	年平均	基準値等
ベンゼン	0.75	1. 0	0.88	0.34	0.87	0.61	3*1
トリクロロエチレン	0.59	0.67	0.63	0. 93	1.2	1.1	130^{*1}
テトラクロロエチレン	0.058	0. 14	0.099	0. 20	0. 15	0.18	200*1
ジクロロメタン	1.2	1.0	1.1	1.2	1.1	1. 2	150^{*1}
アクリロニトリル	(0.014)	0.027	0.021	0.019	(0.023)	0.021	2^{*2}
塩化ビニルモノマー	0.32	0.011	0.17	0.083	0.017	0.050	10*2
クロロホルム	0. 13	0. 16	0. 15	0. 10	0. 16	0. 13	18 ^{*2}
1,2-ジクロロエタン	0.083	0. 12	0.10	0.062	0. 15	0.11	1. 6*2
1,3-ブタジエン	0.10	0.088	0.094	0.021	0. 035	0.028	2. 5 ^{*2}
酸化エチレン	0.075	0.064	0.070	0.085	0. 082	0.084	_
塩化メチル	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1. 4	94*2
トルエン	4. 7	4. 6	4.7	2.8	3. 2	3.0	_
アセトアルデヒド	2.3	1. 3	1.8	2. 1	1. 3	1. 7	120*2
ホルムアルデヒド	4.3	1. 4	2.9	4. 0	1. 4	2. 7	0.8*3
ベンゾ[a]ピレン	0.000031	0.000032	0.000032	0.000073	0.000037	0.000055	0.00011^{*4}
ニッケル化合物	0.0026	0.0019	0.0023	0.0024	0.0020	0.0022	0.025^{*2}
ひ素化合物	0.00071	0.00053	0.00062	0.00091	0.00066	0.00079	0.006*2
ベリリウム化合物	(0.000019)	(0.000023)	0.000021	0.000051	(0.000013)	0.000032	0.004^{*3}
マンガン化合物	0.032	0.028	0.030	0.053	0.023	0.038	0. 14*2
クロム化合物	0.0063	0.0053	0.0058	0.0054	0.0042	0.0048	
水銀化合物	0.0013	0.0017	0.0015	0.0013	0.0014	0.0014	0. 04*2

備考) 〈 の値は検出下限値未満を示す。()の値は検出下限値以上定量下限値未満の値であることを示す。

検出下限値未満は、検出下限値の1/2を用いて平均値を算出した。

*1:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」平成9年2月4日環境庁告示第4号

*2:環境中の有害大気汚染による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

*3: EPA10-5リスクレベル基準値(参考基準値)

*4: WHO欧州事務局ガイドライン値(参考基準値)

(イ)微小粒子状物質 (2.5 μ m以下)

単位: μ g/m 3

項目	Þ	区立竪川中学	学校	フクシ・エン	タープライズ墨	田フィールド	四位甘淮处
項目	夏季	冬季	平均値	夏季	冬季	平均値	環境基準等
粉じん(PM2.5)	9.9	8. 4	9. 2	8.6	8. 0	8.3	1日平均値:35 1年平均値:15
元素状炭素(EC)	1.50	0.78	1.14	0.783	0.71	0.75	
元素状炭素(EC1)	0.880	0.55	0.72	0.536	0.55	0.54	
元素状炭素(EC2)	0. 938	0.49	0.71	0.628	0.39	0. 51	
元素状炭素(EC3)	0. 142	0.04	0.09	0. 132	0.05	0.09	
有機炭素 (OC)	3.6	2. 36	3.0	3. 3	1. 98	2.6	
有機炭素(0C1)	<0.29	0.34	0.32	<0.29	0. 26	0. 28	
有機炭素(0C2)	1.31	0.55	0.93	1.13	0. 52	0.83	
有機炭素(0C3)	1. 11	0.77	0.94	1.01	0.60	0.81	
有機炭素(0C4)	0.54	0.40	0.47	0.56	0.31	0.44	
硫酸イオン	2.40	0.690	1.55	2. 34	0.721	1. 53	
硝酸イオン	0. 202	1. 77	0. 984	0. 162	1. 73	0. 947	
塩化物イオン	0.029	0. 299	0. 164	0.035	0. 445	0. 240	
ナトリウムイオン	0.092	0.074	0.083	0. 125	0.067	0.096	
カリウムイオン	0.0934	0.070	0.082	0. 0985	0. 124	0. 111	
カルシウムイオン	0.037	0.091	0.064	0.064	0.078	0.071	
マグネシウムイオン	0.0116	0.0107	0.00111	0.0152	0.0083	0.0117	
アンモニウムイオン	0.61	0.717	0.66	0.62	0. 776	0.70	

粉じん濃度の環境基準:1年平均値が $15\,\mu\,\mathrm{g/m}$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\,\mu\,\mathrm{g/m}$ 以下であること。

(ウ) 微小粒子状物質日別一覧 (2.5μm以下)

単位: μ g/m 3

	調査日	区立竪川 中学校	フクシ・エン タープライズ 墨田フィール ド	環境 基準値*
	令和6年7月31日~8月1日	10.6	9. 0	
	令和6年8月1日~8月2日	8.3	5. 2	
夏	令和6年8月2日~8月3日	14. 6	8. 2	
	令和6年8月3日~8月4日	10.7	10. 4	
季	令和6年8月4日~8月5日	9. 5	8.6	
	令和6年8月5日~8月6日	9. 9	13. 5	
	令和6年8月6日~8月7日	6. 0	5. 4	9.5
	令和7年1月9日~1月10日	3. 1	3. 4	35
	令和7年1月10日~1月11日	3. 5	3. 2	
冬	令和7年1月11日~1月12日	8. 0	6.0	
	令和7年1月12日~1月13日	15. 7	17. 1	
季	令和7年1月13日~1月14日	8. 1	5. 6	
	令和7年1月14日~1月15日	16. 3	16. 2	
	令和7年1月15日~1月16日	3.8	4. 2	
	夏季・冬季平均	9. 2	8.3	15

^{*:「}微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」 平成21年9月9日 環境庁告示第33号

3 水質汚濁

墨田区は、隅田川と荒川に接し、内部には北十間川、旧中川等が流れ、文化的にも歴史的にも川とは縁の深い地域である。ところが、これらの河川も人口や産業の集中により、一時は悪臭を発するほどに汚れてしまった。しかし、下水道の整備により家庭排水や工場排水が直接河川に流入しなくなったことやヘドロの浚渫や浄化用水の導入などにより、昭和46年頃から浄化が進み、臭気を発することも少なくなってきた。

このような中で、河川は都市に残された貴重なオープンスペースとして再認識され、自然環境機能の回復や快適な水辺環境としての整備が望まれるようになってきた。

しかし、いったん汚れてしまった河川は、元に戻すには多くの費用と時間が必要となる。区内の下水道システムは、生活排水等と屋根や道路などに降った雨水を同じ下水道管に流す合流式であるため、豪雨の際には、マンホールなどから下水が溢れ出るといった浸水被害が起きることが過去にあった。このような浸水を防止するため、大雨が降ると下水をポンプ所から河川にやむを得ず放流している状況である。

また、降雨時には長年蓄積された川底に堆積しているへドロの巻き上げ等で水質の悪化が起こり、時には魚の浮上も見られる。これらを防止するためへドロの浚渫、浄化用水の導入、河川浄化の啓発等が行われている。また、河川への汚水まじりの雨水排出を防止するために、都では下水道の改善整備を推進しており、区でも雨水の流出抑制の観点から積極的に雨水利用をすすめている。平成6年には隅田川流域の下水道普及率が100%を達成した。今後、河川の水質の向上を図るには、下水処理場に高度処理を導入したり、上流の水循環を回復し湧水を増やしたり、豪雨時の対策として雨水貯留施設の設置や、汚水と雨水を別々の下水道管で集める分流式に転換する必要がある。

本区では、河川の水質状況を把握するため、昭和48年度から水質調査を続けている。

また、東京を代表する河川でもある隅田川の浄化のため、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川の流域自治体9区(墨田区、中央区、台東区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区(令和2年度脱退)、足立区)で昭和53年度に隅田川水系浄化対策連絡協議会を発足させ、合同水質調査、水質浄化の啓発等を行っている。同協議会の事業の一環として毎年9月と2月の同一日時に、本区では隅田川の両国橋で採水し、測定している。

河川水質調査及び隅田川水系合同水質調査の結果は次のとおりである。

(1)調査期間

令和6年5月~令和7年2月

(2)調査地点

No	調査地点	河川名	No	調査地点	河川名
1	二之橋	竪川	6	桜 橋	隅田川
2	天神橋	横十間川	7	東武橋	北十間川
3	京成橋	北十間川	8	枕橋	北十間川
4	平井橋	旧中川	9	両国橋※	隅田川
5	木根川橋	荒川			

[※]隅田川水系連絡協議会による合同調査のため年2回のみ実施

(3)調査項目

現場測定項目	気温、水温、臭気、透視度、色相
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素 (DO)、化学的酸素要求量 (COD)、生
生的垛塊切口	物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌数
2.の仲の項目	塩化物イオン (Cl ⁻)、りん酸性りん (P0 ₄ ³P)、
その他の項目	アンモニア性窒素 (NH4+-N)、全りん (T-P)、全窒素 (T-N)
健康項目(一部)	カドミウム、シアン、鉛、ひ素、六価クロム、総水銀、PCB、
	アルキル水銀、ふっ素

[※]現場測定項目、生活環境項目、その他の項目は年4回測定

(4)調査結果

二之橋、桜橋、東武橋及び枕橋の地点でDOの環境基準を満たしていなかった。京成橋及び平井橋の地点でBODの環境基準を満たしていなかった。東武橋及び枕橋で大腸菌数の環境基準を満たしていなかった。

平成 29 年度に環境基準の水域類型の指定見直しが実施され、環境基準が引き上げられた河川では、D0 及び BOD について環境基準を満たさない地点が見られる。採水時の降雨の影響が見られること及び年度によって測定結果に若干の変動もあることから、引続き経過観察を行う。

調査結果は次のとおりである。

[※]健康項目は令和7年2月12日に測定

二之橋(竪川)

一~11時(五/11)						
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	11:03	9:47	11:00	9:38		
気温(℃)	22.8	32.6	16.3	6.3		
水温(℃)	21.1	29.0	18.6	9.6		
色相	黄緑色	黄緑色	濃青緑色	暗黄緑色		
臭気	下水臭	無臭	無臭	微下水臭		
透視度	>100	>100	>100	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	6.9	7.1	7.1	7.7	7.2	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	2.8	3.0	3.8	7.3	4.2	7.5mg/I 以上
BOD(mg/l)	1.2	1.7	0.9	1.1	1.2	2mg/I 以下
COD (mg/l)	4.2	3.6	2.6	2.9	3.3	_
SS(mg/I)	2	3	1	4	3	25mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	3,000	97	96	12	_	300CFU/100ml以下
CI ⁻ (mg/I)	3,350	5,550	7,000	16,900	8,200	
$PO_4^{3-} - P(mg/I)$	0.379	0.256	0.274	0.152	0.265	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	1.41	0.90	0.87	0.54	0.93	
全りん(mg/l)	0.393	0.271	0.285	0.165	0.279	
全窒素(mg/l)	5.65	4.93	4.48	4.47	4.88	

天神橋 (横十間川)

入仲間(伊丁川	לוילו				_	
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	10:45	11:39	10:40	11:26		
気温(℃)	24.5	37.5	15.8	10.1		
水温(℃)	23.0	31.6	17.5	8.5		
色相	暗緑色	暗緑色	濃緑色	茶褐色		
臭気	微下水臭	無臭	無臭	微下水臭		
透視度	95	>100	>100	15	平均	環境基準(B類型)
pН	8.0	7.2	7.4	8.3	7.7	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	9.7	5.6	5.7	20.0	10.3	5mg/I 以上
BOD(mg/l)	1.1	0.7	0.7	7.5	2.5	3mg/I 以下
COD (mg/I)	3.5	4.0	2.5	8.0	4.5	_
SS(mg/I)	4	3	3	19	7	25mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	25	8	17	1.0	_	1000CFU/100ml以下
Cl ⁻ (mg/l)	4,170	1,140	4,980	13,200	5,870	
$PO_4^{3-} - P(mg/I)$	0.192	0.298	0.162	0.185	0.209	
$NH_4^+-N(mg/I)$	0.35	0.35	0.54	0.76	0.50	
全りん(mg/l)	0.207	0.306	0.179	0.397	0.272	
全窒素(mg/I)	3.10	3.46	3.60	6.68	4.21]

京成橋 (北十間川)

	(ווע)				_	
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	10:30	11:23	10:26	11:12		
気温(℃)	26.0	36.8	17.3	9.2		
水温(℃)	23.5	32.2	17.8	7.5		
色相	灰茶色	暗緑色	暗緑色	茶褐色		
臭気	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	66	51	>100	17	平均	環境基準(A類型)
pН	7.6	7.3	7.5	8.2	7.7	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	10.4	8.4	6.9	15.9	10.4	7.5mg/I 以上
BOD(mg/I)	1.9	0.8	0.7	5.7	2.3	2mg/I 以下
COD (mg/I)	3.9	4.0	2.4	6.0	4.1	_
SS(mg/I)	6	6	2	22	9	25mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	510	17	16	1	_	300CFU/100ml以下
Cl ⁻ (mg/l)	3,180	1,160	4,690	12,900	5,480	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/I)	0.246	0.260	0.201	0.071	0.195	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.47	0.36	0.44	0.28	0.39	
全りん(mg/l)	0.272	0.281	0.217	0.211	0.245	
全窒素(mg/l)	3.53	3.51	3.53	5.02	3.90	

平井橋 (旧中川)

十月間(甲丁)	7				_	
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	10:11	11:07	10:03	10:51		
気温(℃)	24.8	36.0	15.4	8.3		
水温(℃)	23.0	31.3	17.5	8.9		
色相	茶褐色	淡緑色	暗黄緑色	茶褐色		
臭気	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	36	95	>100	45	平均	環境基準(A類型)
pН	8.6	7.2	7.3	7.4	7.6	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	16.8	5.5	5.3	10.9	9.6	7.5mg/l 以上
BOD(mg/l)	3.2	0.9	1.0	5.7	2.7	2mg/l 以下
COD (mg/l)	4.1	3.3	2.4	3.5	3.3	_
SS(mg/I)	4	3	2	6	4	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	3	10	60	〈 1	_	300CFU/100ml以下
CI ⁻ (mg/I)	4,570	545	3,600	12,000	5,170	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.131	0.137	0.167	0.260	0.174	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.42	0.48	0.62	1.25	0.69	
全りん(mg/l)	0.198	0.157	0.182	0.393	0.233	
全窒素(mg/l)	2.66	3.51	3.47	6.83	4.12	

木根川橋 (荒川)

/ 似川間(ボバ	1)					
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	9:52	10:49	9:43	10:32		
気温(℃)	21.8	33.0	14.9	6.2		
水温(°C)	21.9	29.7	17.6	9.6		
色相	暗緑色	灰茶色	暗緑色	灰茶色		
臭気	微下水臭	無臭	無臭	無臭		
透視度	75	56	56	88	平均	環境基準(C類型)
pН	7.0	7.1	7.3	7.3	7.2	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	4.8	5.8	6.7	8.4	6.4	5mg/I 以上
BOD(mg/l)	3.6	0.8	1.1	2.3	2.0	5mg/I 以下
COD (mg/l)	5.1	4.0	3.5	3.0	3.9	_
SS(mg/I)	5	18	9	5	9	50mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)						なし
Cl ⁻ (mg/l)	305	201	1,560	8,770	2,700	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.325	0.144	0.167	0.241	0.219	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	2.49	0.23	0.53	1.51	1.19	
全りん(mg/l)	0.356	0.174	0.208	0.271	0.252	
全窒素(mg/l)	5.10	3.75	3.32	6.20	4.59	

桜橋 (隅田川)					_	
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	8:59	9:00	8:55	9:00		
気温(℃)	21.4	34.2	14.8	4.2		
水温(℃)	21.6	28.8	18.0	9.7		
色相	暗緑色	灰茶色	濃緑色	暗緑色		
臭気	下水臭	無臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	40	62	>100	72	平均	環境基準(C類型)
pН	6.7	6.8	7.2	7.3	7.0	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	1.4	3.7	3.7	7.6	4.1	5mg/I 以上
BOD(mg/I)	2.9	1.6	1.3	1.7	1.9	5mg/I 以下
COD (mg/l)	6.2	4.0	2.6	1.8	3.7	_
SS(mg/I)	7	12	4	7	8	50mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)					_	なし
Cl ⁻ (mg/l)	935	284	5,900	10,900	4,500	
$PO_4^{3-} - P(mg/I)$	0.544	0.250	0.283	0.214	0.323	
NH ₄ ⁺ -N(mg/I)	3.11	0.75	0.84	1.24	1.49	
全りん(mg/l)	0.603	0.289	0.311	0.255	0.365	
全窒素(mg/l)	7.30	6.67	4.62	6.12	6.18	

東武橋(北十間川)

大声(III) (711 I I II)	17 117				_	
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	9:21	8:43	9:17	9:18		
気温(℃)	27.0	36.2	16.4	6.8		
水温(℃)	23.0	30.0	15.6	4.4		
色相	暗緑色	暗緑色	濃青緑色	茶褐色		
臭気	微下水臭	微下水臭	無臭	無臭		
透視度	78	>100	>100	27	平均	環境基準(A類型)
pΗ	7.1	6.9	7.6	8.5	7.5	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	4.0	3.1	7.9	13.8	7.2	7.5mg/I 以上
BOD (mg/l)	1.7	1.0	0.6	4.5	2.0	2mg/l 以下
COD (mg/l)	4.0	3.9	2.5	4.9	3.8	_
SS(mg/I)	4	3	2	11	5	25mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	980	370	27	<1	l	300CFU/100ml以下
Cl ⁻ (mg/l)	1,840	1,840	4,680	12,700	5,260	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.328	0.275	0.211	0.052	0.217	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.82	1.02	0.44	0.11	0.60	
全りん(mg/l)	0.350	0.295	0.225	0.138	0.252	
全窒素(mg/l)	4.44	5.77	4.05	4.41	4.67	

枕橋 (北十間川)

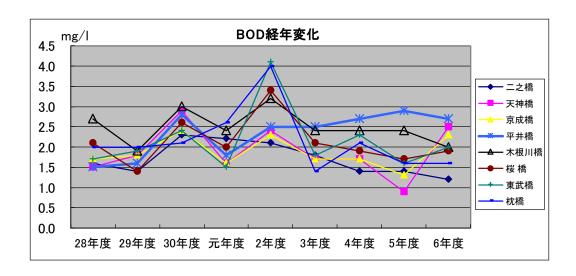
1九1筒(4LI 同力	1)				_,	
	5月15日(水)	9月18日(水)	11月6日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	8:47	8:43	8:40	8:43		
気温(℃)	23.5	36.0	17.0	8.7		
水温(℃)	23.1	30.2	18.9	6.8		
色相	暗緑色	暗緑色	濃緑色	濃青緑色		
臭気	下水臭	微下水臭	微下水臭	無臭		
透視度	32	72	>100	>100	平均	環境基準(A類型)
рН	6.7	6.8	7.0	7.5	7.0	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/I)	1.2	3.5	5.2	7.6	4.4	7.5mg/I 以上
BOD (mg/l)	2.9	1.1	1.1	1.3	1.6	2mg/l 以下
COD (mg/l)	6.2	4.2	3.1	3.1	4.2	_
SS(mg/I)	6	6	4	8	6	25mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	26,000	400	1,100	11	_	300CFU/100ml以下
Cl ⁻ (mg/l)	1,580	815	2,490	15,500	5,090	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.530	0.250	0.302	0.174	0.314	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	3.11	0.95	1.00	0.73	1.45	
全りん(mg/l)	0.575	0.281	0.334	0.198	0.347	
全窒素(mg/l)	7.52	5.92	5.37	5.23	6.01	

両国橋(隅田川)	※隅田川水系合	'同水質調査		
	9月18日(水)	2月12日(水)		
採水時刻	10:05	9:55		
気温(℃)	37.0	5.2		
水温(℃)	30.4	10.0		
色相	灰茶色	暗緑色		
臭気	微下水臭	微下水臭		
透視度	55	>100	平均	環境基準(C類型)
рН	6.9	7.6	7.3	6.5 以上 8.5 以下
DO (mg/l)	3.0	7.4	5.2	5mg/I 以上
BOD(mg/l)	1.5	1.4	1.5	5mg/I 以下
COD(mg/I)	4.5	3.0	3.8	_
SS(mg/I)	15	7	11	50mg/I 以下
大腸菌数(CFU/100mL)				なし
Cl ⁻ (mg/l)	927	16,200	8,560	
$PO_4^{3-} - P(mg/I)$	0.253	0.173	0.213	
$NH_4^+-N(mg/I)$	0.93	0.71	0.82	
全りん(mg/I)	0.311	0.196	0.254	
全窒素(mg/l)	6.39	4.91	5.65	

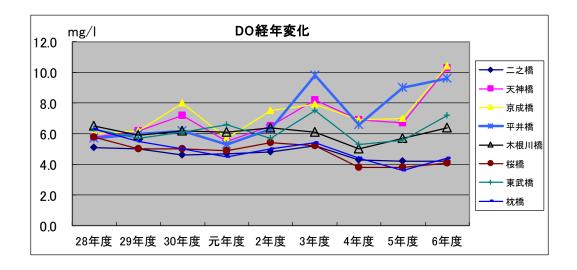
健康項目調査(測定点:横十間川 天神橋)

測定項目	測定値	環境基準	測定項目	測定値	環境基準
がミウム	0.0003mg/l	0.003mg/I 以下	1,2-ジクロロエタン	0.0002mg/l 未満	0.004mg/l 以下
全シアン	0.01mg/I 未満	検出されないこと。	1,1-ジクロロエチレン	0.0002mg/I 未満	0.1mg/I 以下
鉛	0.001mg/I 未満	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002mg/I 未満	0.04mg/l 以下
六価クロム	0.002mg/I 未満	0.02mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.0002mg/I 未満	1mg/I 以下
砒素	0.001mg/l	0.01mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002mg/I 未満	0.006mg/I 以下
総水銀	0.0005mg/I 未満	0.0005mg/Ⅰ以下	トリクロロエチレン	0.0002mg/I 未満	0.01mg/I 以下
アルキル水銀	0.0005mg/I 未満	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.0002mg/I 未満	0.01mg/I 以下
PCB	0.0005mg/I 未満	検出されないこと。	1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/I 未満	0.002mg/l 以下
ジクロロメタン	0.0002mg/I 未満	0.02mg/l 以下	チウラム	0.0006mg/I 未満	0.006mg/I 以下
四塩化炭素	0.0002mg/l 未満	0.002mg/I 以下	シマジン	0.0003mg/I 未満	0.003mg/I 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.17mg/l	10mg/I 以下	チオベンカルブ	0.0003mg/I 未満	0.02mg/l 以下
ふっ素	0.75mg/l	0.8mg/I 以下	ベンゼン	0.0002mg/I 未満	0.01mg/I 以下
陰イオン界面活性剤	0.14mg/l	基準なし	セレン	0.001mg/I 未満	0.01mg/I 以下
1.4-ジオキサン	0.005mg/I 未満	0.05mg/l 以下			

水質経年変化図



		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	二之橋	1.6	1.4	2.3	2.2	2.1	1.8	1.4	1.4	1.2
	天神橋	1.5	1.8	2.9	1.6	2.4	1.7	1.7	0.9	2.5
	京成橋	1.7	1.8	2.4	1.6	2.3	1.7	1.7	1.3	2.3
BOD	平井橋	1.5	1.6	2.8	1.8	2.5	2.5	2.7	2.9	2.7
ВОВ	木根川橋	2.7	1.9	3.0	2.4	3.2	2.4	2.4	2.4	2.0
	桜 橋	2.1	1.4	2.6	2.0	3.4	2.1	1.9	1.7	1.9
	東武橋	1.7	1.9	2.4	1.5	4.1	1.8	2.3	1.6	2.0
	枕橋	2.0	2.0	2.1	2.6	4.0	1.4	2.1	1.6	1.6



		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	二之橋	5.1	5.0	4.6	4.7	4.8	5.2	4.3	4.2	4.2
	天神橋	5.8	6.2	7.2	5.5	6.5	8.2	6.9	6.7	10.3
	京成橋	6.0	6.2	8.0	5.7	7.5	7.9	6.9	7.0	10.4
DO	平井橋	5.7	6.0	6.2	5.3	6.3	9.8	6.6	9.0	9.6
	木根川橋	6.5	5.9	6.2	6.1	6.4	6.1	5.0	5.7	6.4
	桜橋	5.8	5.0	5.0	4.9	5.4	5.2	3.8	3.8	4.1
	東武橋	6.3	5.7	6.1	6.6	5.7	7.5	5.3	5.6	7.2
	枕橋	6.3	5.5	5.0	4.5	5.0	5.4	4.4	3.6	4.4

4 交通公害

大都市地域における大気汚染原因物質は窒素酸化物や浮遊粒子状物質等によるものであり、その主な排出源は自動車からのものである。自動車排出ガス中の窒素酸化物の8割、浮遊粒子状物質についてはそのほとんどがディーゼル車から排出されている。特にディーゼル車から排出される黒煙に代表される粒子状物質は発がん性や呼吸器系疾患のおそれがあり、区民の生命や健康への影響が心配される。

交通公害の原因としては、ディーゼル車の排ガス対策が不十分なことや自動車の保有台数の増加が考えられる。特にディーゼル車は、走行量が少ない割に窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出量が多く、排出規制や規制未対応自動車への取締りだけではなく、物流の合理化や公共交通機関の利用、エコドライブの普及、低公害車への転換など総合的な対策が必要である。

このような現状の中で、平成15年10月から「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 (環境確保条例)によりディーゼル車の排出ガス規制が実施され大気汚染状況は改善している。 本区が実施している令和6年度の大気汚染常時測定結果では、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質、 二酸化窒素の全ての項目について、庁舎分室で環境基準(長期的評価)を満たしていた。

本区では、道路交通騒音や振動を継続的に監視するため、主要道路で調査を行っている。また、低公害車による環境パトロールや苦情処理などを行うとともに、大気汚染軽減のためのPRを行っている。さらに、「環境確保条例」の中では、自動車を運転する人にアイドリング・ストップが義務付けられている。今後、本区としても都と連携を取りながら、自動車公害対策の一層の強化を図っていく必要がある。

(1) 道路交通騒音·振動·交通量調査

自動車による公害を継続的に監視するため、主要幹線道路の道路交通騒音・振動・交通量を 調査している。令和6年度は下記の10か所で道路交通騒音と自動車交通量を、5か所で道路交 通振動を測定した。測定地点のうち、水戸街道(コモディイイダ前及び四ツ木橋手前)では夜間 における騒音の要請限度を超えていた。

測定結果は次のとおりである。

ア 測定地点と測定期間

<u>, </u>	測疋地忠と測疋期間		
No	測 定		測定期間
	道路名	測定場所	WIE WIE
1	 水戸街道	東向島一丁目28番	- - 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
'	八八 四足	コモディイイダ前	
2	水戸街道	墨田四丁目61番	·令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
	小尸 街 坦	四ツ木橋手前	
3	明治通り	東向島六丁目6番	 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
J	明石通り	東向島児童館前	市和6年6月10日 (月) 19 0月14日 (金)
4	明治通り	東向島三丁目17番	 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
4	切石進り	コーポエクセル前	17410年0月10日 (月) 13 0月14日 (並)
5	京葉道路	江東橋一丁目7番	 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
J	不未坦応	都立両国高校前	17410年0月10日 (月) 13 0月14日 (並)
6	京葉道路	両国一丁目11番	 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
U	不未坦応	両国橋児童遊園前	17410年0月10日 (月) 13 0月14日 (並)
7	 蔵前橋通り	横網二丁目3番	 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
,	成別信題の	都立横網町公園前	17410年0月10日 (月) 13 0月14日 (並)
8	 蔵前橋通り	太平一丁目17番	 令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
0	成別個題の	法恩寺橋児童遊園前	
9	三ツ目通り	菊川三丁目17番	令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
ð	ニノロ迪り	アドン菊川ビル前	
10	ニット深い	本所四丁目1番	·令和6年6月10日(月)~6月14日(金)
10	三ツ目通り	本四三ツ目児童遊園前	

騒音の測定は、連続する7日間のうち3日間(祝祭日を除く)を選び実施 振動の測定は、騒音の測定期間中のうち2日間にわたり24時間実施 交通量の測定は、昼間2時間、夜間2時間を騒音の測定期間中の1日間で実施

1	道路交通騒音調査結果			単位:dB(A)
NI.	道路名	区域の区分	等価騒	音レベル
No	測 定 場 所	車線等	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
1	水戸街道	С	73	71
ı	コモディイイダ前	2車線以上	0	×
2	水戸街道	С	74	73
	四ツ木橋手前	2車線以上	0	×
3	明 治 通 り	С	71	68
3	東向島児童館前	2車線以上	0	0
4	明 治 通り	С	69	68
4	コーポエクセル前	2車線以上	0	0
5	京葉道路	С	68	66
o o	都立両国高校前	2車線以上	0	0
6	京葉道路	С	68	67
O	両国橋児童遊園前	2車線以上	0	0
7	蔵 前 橋 通り	b	71	66
_ ′	都立横網町公園前	2車線以上	0	0
8	蔵 前 橋 通り	b	68	64
0	法恩寺橋児童遊園前	2車線以上	0	0
9	三ツ目通り	С	69	67
9	アドン菊川ビル前	2車線以上	0	0
10	三ツ目通り	С	72	70
10	本四三ツ目児童遊園前	2車線以上	0	0

※ 測定値は3日間の平均値

〇×は要請限度との比較を表している。要請限度は区域の区分がb区域のうち

2車線以上の車線を有する区域及びc区域で昼間75dB、夜間70dBである。

ウ 道路交通騒音調査結果・経年変化(等価騒音レベル) 単位:dB(A)

No	道 路 名 測定場所		元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
1	水戸街道	昼間	72	71	73	73	73	73
ı	コモディイイダ前	夜間	70	69	70	71	71	71
2	水戸街道	昼間	73	73	74	73	74	74
	四ツ木橋手前	夜間	71	71	72	72	72	73
3	明 治 通 り	昼間	69	69	68	69	71	71
3	東向島児童館前	夜間	66	65	65	66	67	68
4	明 治 通 り	昼間	67	68	68	68	70	69
4	コーポエクセル前	夜間	65	66	66	66	67	68
5	京 葉 道 路	昼間	68	68	67	67	69	68
J	都立両国高校前	夜間	65	64	64	64	65	66
6	京 葉 道 路	昼間	69	69	69	69	70	68
U	両国橋児童遊園前	夜間	68	67	68	67	68	67
7	蔵 前 橋 通 り	昼間	70	68	70	70	72	71
	都立横網町公園前	夜間	66	64	65	66	68	66
8	蔵 前 橋 通 り	昼間	67	66	65	67	71	68
0	法恩寺橋児童遊園前	夜間	63	62	61	63	64	64
9	三ツ目通り	昼間	70	67	67	68	69	69
ð	アドン菊川ビル前	夜間	67	65	65	66	67	67
10	三ツ目通り	昼間	69	68	68	70	71	72
10	本四三ツ目児童遊園前	夜間	67	67	67	69	69	70

※ 測定値は3日間の平均値

要請限度は、区域の区分がb区域のうち2車線以上の車線を有する区域及びc区域で、 昼間75dB、夜間70dBである。

平成29年度までのNo.6は、東京ガス前(緑二丁目13番)での測定値 令和2年度までのNo.9は、都営新宿線菊川駅前(菊川三丁目16番)での測定値

工 道路交通振動調査結果

単位:dB

	但四人世派到讷且们不			<u> </u>
No	道路名	区域の区分		ノベル
	測 定 場 所		昼間	夜間
1	水戸街道	第2種区域	46	44
'	コモディイイダ前	おと住民機	0	0
2	明 治 通 り	第2種区域	45	39
	東向島児童館前	第 4 性区域	0	0
3	京葉道路	第2種区域	40	38
3	都 立 両 国 高 校 前	第4性区域	0	0
4	蔵 前 橋 通り	第1種区域	46	42
4	都立横網町公園前	第 · 俚区域	0	0
5	三ツ目通り	第2種区域	41	39
)	本四三ツ目児童遊園前	- 第4 性 区以	0	0

※ 測定値は1日間測定した平均値

〇×は要請限度との比較を表している。要請限度は区域の区分が第1種区域で 昼間65dB, 夜間60dB、第2種区域で昼間70dB, 夜間65dBである。

第1種区域の昼間は8時~19時,夜間は19時~8時である。

第2種区域の昼間は8時~20時,夜間は20時~8時である。

才 自動車交通量調査結果

<u>オ</u>	自動車交通量調査結果						
No	道 路 名 測 定 場 所		昼間(68	寺-22時)	夜間(22	時-6時)	平均
	測定日		1	2	3	4	1 -5
	水戸街道	交通量(台/10分)	319	268	175	47	202
1	コモディイイダ前	大型車混入率(%)	16.9	12.7	11.4	19.1	14.5
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	4.5	9.5	7.4	4.1	6.8
	水戸街道	交通量(台/10分)	296	334	176	70	219
2	四ツ木橋手前	大型車混入率(%)	16.6	20.4	10.2	21.4	17.1
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	7.2	5.1	10.7	6.7	7.1
	明 治 通 り	交通量(台/10分)	188	210	61	19	120
3	東向島児童館前	大型車混入率(%)	28.7	25.7	13.1	26.3	25.3
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	7.8	5.8	16.4	0.0	7.9
	明 治 通 り	交通量(台/10分)	209	229	82	32	138
4	コーポエクセル前	大型車混入率(%)	25.8	29.7	12.2	18.8	25.0
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	8.3	6.1	13.7	3.0	8.0
	京葉道路	交通量(台/10分)	257	299	141	52	187
5	都立両国高校前	大型車混入率(%)	17.9	11.0	5.0	9.6	12.1
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	6.5	4.2	5.4	3.7	5.2
	京葉道路	交通量(台/10分)	434	415	192	66	277
6	両国橋児童遊園前	大型車混入率(%)	14.3	8.9	2.1	13.6	10.1
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	4.6	5.0	9.0	4.3	5.5
	蔵 前 橋 通り	交通量(台/10分)	275	262	109	37	171
7	都立横網町公園前	大型車混入率(%)	16.0	9.5	9.2	13.5	12.3
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	4.8	4.7	16.8	2.6	6.8
	蔵 前 橋 通り	交通量(台/10分)	229	230	96	33	147
8	法恩寺橋児童遊園前	大型車混入率(%)	17.9	13.0	10.4	18.2	14.8
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	6.1	6.5	16.5	2.9	8.0
	三ツ目通り	交通量(台/10分)	220	214	73	47	139
9	アドン菊川ビル前	大型車混入率(%)	24.1	15.9	19.2	29.8	20.8
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	4.3	6.6	11.0	6.0	6.3
	三ツ目通り	交通量(台/10分)	254	213	104	50	155
10	本四三ツ目児童遊園前	大型車混入率(%)	18.9	21.1	16.3	32.0	20.3
	令和6年6月11日	二輪車混入率(%)	4.5	7.4	9.6	7.4	6.6

(2) 自動車騒音の常時監視

ア 目的

区内の幹線道路における自動車騒音の状況について調査をし、道路に面する地域の環境 基準の達成状況を把握している。なお、本郷亀戸線と深川吾嬬町線については、東京スカ イツリー®の開業に伴う交通状況の変化を把握するため毎年実施している。

イ 調査区間

No	道 路 名	起点	終点	区間距離(km)
1	上野月島線 (清澄通り)	吾妻橋一丁目1番	千歳三丁目1番	約2.2km
2	御徒町小岩線(蔵前橋通り)	石原一丁目27番	太平四丁目5番	約2.0km
3	環状3号線(三ツ目通り)	緑四丁目19番	菊川三丁目1番	約1.0km
4	吾妻橋伊興町線(墨堤通り)	東向島四丁目1番	堤通二丁目12番	約1.7km
5	吾妻橋伊興町線(墨堤通り)	向島5丁目5番	東向島四丁目1番	約1.2km
6	本郷亀戸線(浅草通りほか)	吾妻橋一丁目7番	業平三丁目14番	約1.4km
7	本郷亀戸線(浅草通り)	業平四丁目16番	業平五丁目	約0.5km
8	深川吾嬬町線(四ツ目通りほか)	江東橋三丁目1番	押上三丁目3番	約2.3km

ウ 評価結果

	<u> </u>										
NO	道路名	車線数	沿道騒音	レベル(dB)	残留騒音し	ノベル(dB)	達成四	区(%)	達成戸	数(戸)	全戸数
NO	坦邱石	牛冰奴	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	土厂奴
1	上野月島線(清澄通り)	4	63	60	49	46	99.8	99.0	4,611	4,572	4,618
2	御徒町小岩線(蔵前橋通り)	4	68	67	51	44	100.0	91.6	5,592	5,121	5,592
3	環状3号線(三ツ目通り)	4	68	66	50	48	99.8	97.9	2,637	2,586	2,641
4	吾妻橋伊興町線(墨堤通り)	4	66	62	46	40	100.0	100.0	2,557	2,557	2,557
5	吾妻橋伊興町線(墨堤通り)	4	66	61	53	42	100.0	100.0	1,413	1,413	1,413
6	本郷亀戸線(浅草通りほか)	6	66	63	50	45	98.2	97.4	3,395	3,367	3,456
7	本郷亀戸線(浅草通り)	4	69	64	48	43	100.0	99.9	809	808	809
8	深川吾嬬町線(四ツ目通りほか)	4	66	63	46	45	100.0	99.6	3,692	3,676	3,692

環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間):昼間 70dB、夜間 65dB

残留騒音レベルとは、対象道路の騒音の影響を受けにくい背後地で測定したもの

沿道騒音レベル、残留騒音レベル等を用いて個々の住居等に到達する騒音レベルを推計し、

環境基準達成率を把握している。

5 環境パトロール

工場等の事業活動に伴う騒音・振動・悪臭等の公害は地域環境の悪化になることから、 区では苦情等をもとに地域を巡回し、公害防止の指導を行っている。

6 公害防止資金

工場等からの公害を防止するために、施設や設備の改善に必要な資金の融資をあっせんしている。区の融資制度において、商工業融資の公害防止資金では融資限度額を3,000万円とし、利子と信用保証協会の保証料の全額を補助している。

墨田区公害防止資金制度

令和6年度は、融資あっせんの申込みはなかった。

7 工場認可及び各種届出の状況

(1)工場認可

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)では、工場などの事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するために工場の認可制度をとっている。この制度は、新規に工場を設置する場合や設備等の変更を計画したときに、計画の内容が条例に規定している規制基準等に適合するかを審査し、公害発生のおそれがないよう事前に行政上の指導を行うものである。このことによって、事業者は地域社会の一員として公害の発生の防止に努め、また、住民は地域環境の保全について安心感をもつことができる。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

ア 年度別工場認可申請及び認可件数の推移

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
設置申請	10	5	12	5	10	6	11	7	9	5
変更申請	8	6	5	4	8	8	5	22	6	9
設置認可	10	5	12	5	9	6	12	6	7	7
変更認可	8	7	5	4	7	9	5	18	9	9

イ 工場の諸届及び職権抹消

氏名変更 31件 承継 5件 廃止届 66件 職権抹消 17件

ウ 業種別認可工場

<u>ウ 業種別認可工場</u>				
	申請	件数	認可	件数
	設置	変更	設置	変更
1 製造業	4	7	5	7
(1)食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	1	0	1	0
(2)繊維工業	0	0	0	0
(3)衣類・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0
(4) 木材・木製品製造業	0	0	0	0
(5)家具・装備品製造業	0	0	0	0
(6)パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0
(7) 出版・印刷・同関連産業	1	0	1	0
(8)化学工業	0	3	0	3
(9) 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0
(10)プラスチック製品製造業	0	0	0	0
(11) ゴム製品製造業	0	0	0	0
(12)なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0
(13) 窯業・土石製品製造業	0	1	0	1
(14) 鉄鋼業	0	1	0	1
(15) 非鉄金属製造業	0	1	1	1
(16)金属製品製造業	2	1	2	1
(17)一般機械器具製造業	0	0	0	0
(18)電気機械器具製造業	0	0	0	0
(19)輸送用機械器具製造業	0	0	0	0
(20)精密機械器具製造業	0	0	0	0
(21) 武器製造業	0	0	0	0
(22)業務用機械器具製造業	0	0	0	0
(23) その他の製造業	0	0	0	0
2 卸売業・小売業	1	0	2	1
3 運輸業	0	0	0	0
4 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
5 サービス業 (他に分類されないもの)	0	1	0	1
6 広告業	0	0	0	0
7 情報通信業	0	0	0	0
8 飲食店・宿泊業	0	0	0	0
9 医療・福祉	0	0	0	0
10 教育・学習支援業	0	0	0	0
11 複合サービス	0	0	0	0
合計	5	8	7	9

町別・業種別認可工場数

1 製造業	1	周 169 169 177 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	384 111 112 113 114 115 115 116 116 116 117 117 117 117 117 117 117	画 54 38 0 1	H -	19	品 名	A 582		H III	1-
58 59 164 88 96 33 16 122 260 216 139 23 32 87 50 1 1 5 0 2 1 1 2 6 7 6 2 11 7 50 4 3 13 3 1 1 0 23 16 5 3 0 1 7 50 4 3 13 3 1 1 0 23 16 17 8 0 1 1 0 23 16 17 8 0 1 1 0 23 16 17 1		169 17 10 10 11 11 13 24 0 0 0 11 11 11 11	384 26 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 7 7 7 8 8 8 8 9 9 9 9 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
Diametage Layler 1 1 5 0 2 1 1 2 1 2 6 7 6 7 6 1 7 7 Diametage Layler 7 2 2 7 8 0 2 9 64 17 8 0 1 9 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1		17 10 11 10 10 13 24 24 0 0 0 11 11 11 11 11 11 11 11 13 13 14 14 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	26 111 111 9 9 6 6 6 6 25 25 26 29 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		_				359	231	4, 211
4 3 13 3 1 0 23 16 5 3 0 1 0 0 4 10 5 4 17 8 0 1 0 <td></td> <td>10 11 10 13 13 24 0 0 0 11 11 11</td> <td>7 111 11 6 6 6 6 6 25 25 25 0 0 0 0 0 16 16 16 17 17 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18</td> <td></td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9 2</td> <td>3 18</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>187</td>		10 11 10 13 13 24 0 0 0 11 11 11	7 111 11 6 6 6 6 6 25 25 25 0 0 0 0 0 16 16 16 17 17 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		11	10	9 2	3 18	8	18	187
6 1 7 8 0 2 9 64 17 8 0 7 6 1 7 5 7 1 2 2 12 11 16 3 2 4 6 8 11 9 15 2 3 5 21 26 4 1 0 4 6 8 11 9 15 2 3 5 21 26 4 1 0 0 13 25 3 9 1 4 7 2 4 1 0 0 10 0 1 0 0 0 0 3 1		11 10 13 13 13 11 11 11 24	11 9 6 6 6 6 25 25 26 0 0 0 29 29 16	П	6	14	6 1	1 8	5	3	147
6 1 7 5 7 1 2 2 12 11 16 3 2 4 0 2 7 2 3 6 1 4 7 2 4 1 0 0 23 25 38 37 31 8 2 27 37 33 12 7 2 6 0 0 3 0 1 0 0 0 3 2 0 <		10 13 13 14 10 0 0 0 11 11 11 13	25 25 6 9 9 2 25 2 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1	12 2	20	4	4 11	10	2	255
6 8 11 9 15 2 3 6 4 7 2 4 1 1 0 23 25 38 37 31 8 2 27 37 33 12 7 2 6 0 0 3 0 1 0 0 0 3 2 0 0 0 0 0 3 2 0 <t< td=""><td></td><td>24 24 0 0 11 11 11 2</td><td>6 25 26 0 0 29 29</td><td>0</td><td>14</td><td>6</td><td>8</td><td>0 22</td><td>17</td><td>3</td><td>181</td></t<>		24 24 0 0 11 11 11 2	6 25 26 0 0 29 29	0	14	6	8	0 22	17	3	181
6 8 11 9 15 2 3 5 21 26 21 26 21 26 21 3 2 27 37 33 12 7 2 6 10 2 27 37 33 12 7 2 6 10 10 3 22 3 12 7 2 6 6 10 10 0 <td></td> <td>13 24 0 0 11 11 11</td> <td>25 26 0 29 16</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1 6</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>63</td>		13 24 0 0 11 11 11	25 26 0 29 16	1	1	4	2	1 6	3	0	63
23 25 38 37 31 8 2 27 37 33 12 7 2 6 0 0 3 0 1 0 0 0 3 2 0 0 0 0 0 2 0		24 0 0 11 11 11 2	26 0 29 16	5	15	∞	2	2 11	11	4	256
0 0 3 0		0 11 3 3 11 2 2	0 29 16	∞	10	13 1	13 2	2 29	30	13	488
2 0 2 0 5 1 1 1 5 4 3 0 2 4 0 0 0 0 0 0 0 2 3 5 0 1 7 0 1 1 1 1 1 1 1 1 0 2 1 1 0 0 2 0 0 3 1 2 0 0 3 1 2 0 0 3 1 2 2 0 <td></td> <td>11 3 3</td> <td>29</td> <td>0</td> <td>П</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2 1</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>26</td>		11 3 3	29	0	П	1	0	2 1	1	11	26
0 0 2 0 0 0 0 0 0 1 0 2 1 1 1 1 1 0 2 0 0 3 3 1 2 0 3 3 1 2 2 2 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 0 0 3 3 2 2 2 1		3 2	16	2	17	1 1	10 6	6 44	14	∞	188
3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 2 2 1 1 1 1 0 0 3 3 1 2 0 3 3 1 2 2 0 0 1 1 1 2 0 0 3 1 2 2 0 0 1 1 2 2 0 0 1 1 1 2 1 0 0 4 2 0 0 1		11 2		3	46	1	8 4	1 39	15	13	168
3 2 2 2 1 0 0 2 1 1 2 0 0 3 0 1 12 2 0 2 0 14 16 12 3 1 2 2 0 0 0 0 1 2 1 0 0 4 2 0 0 1 1 5 12 35 13 14 8 3 28 47 67 37 4 3 25 3		2	15	2	∞	8	1 0	0 15	2	87	204
0 1 12 2 0 2 0 14 16 12 3 1 2 2 0 0 0 1 2 1 0 4 2 0 0 1 1 1 12 35 13 14 8 3 28 47 67 37 4 3 25 3			က	0	0	1	2	2 9	16	4	99
0 0 0 1 2 1 0 0 4 2 0 0 1 1 5 12 35 13 14 8 3 28 47 67 37 4 3 25 3		2	1	0	3	1	0 2	2 9	2	3	86
5 12 35 13 14 8 3 28 47 67 37 4 3 25		3	11	0	3	2	2 0	6 0	6	2	09
		40	175	23 18	85 8	82 9.	94 53	3 315	195	51	1,585
(16)一般機械器具製造業 0 0 1 3 1 3 0 1 8 1 1 1 0 2 0	0 2	3	7	3	8	7	3 0	0 7	6	2	76
電気機械器具製造業 0 0 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0	0	3	0	2	1	0 0) 12	2	0	24
(18)輸送用機械器具製造業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 0	0	0	0		0	0	0 2	П	0	9
(19)精密機械器具製造業 1 0 0 0 0 0 3 0 0 1 1 0 0 2 0 2	1 2	0	3	0	0	2	0 1	1 6	3	0	28
(20)業務用機械器具製造業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0
(21)その他の製造業 0 1 4 0 2 1 0 3 3 6 5 1 2 5 ;	3 4	5	11	2	7	8	3 0	0 16	9	7	105
卸売業・小売業・飲食店 2 0 1 3 0 0 0 0 0 0 3 2 1 0 0 0 0 3	2 0	0	1	2	0	0	0 1	1 5	3	2	28
ビス業 9 0 7 13 8 7 0 14 11 14 9 8 0 11 14	10 16	13	18	12	8	9	9 7	7 34	22	19	285
	0 0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0
総計 80 59 172 104 104 40 16 136 271 233 150 32 32 98 10	107 138	182	403	89 36	361 21	174	4 98	3 626	384	252	4,524

(2) 指定作業場の届出

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)では、 工場に該当しない場合であっても公害を発生するおそれのある事業場等を「指 定作業場」として定め、あらかじめ区長へ届け出ることになっている。この制 度は、事業者が新規に指定作業場を設置する場合や設備等の変更を計画したと きに公害防止対策が十分でない場合、区が改善の助言等を行い、事業者がそれに 応じて必要な改善を行うことにより、公害の防止を図るものである。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

ア 指定作業場届出件数

了 指足作業場曲出件級		
作業場の種類	設置件数	変更件数
(1) レディミクストコンクリート製造業	0	0
(2) 自動車駐車場	2	1
(3) 自動車ターミナル	0	0
(4) ガソリンスタンド	1	0
(5) 自動車洗車場	0	0
(6) ウエスト・スクラップ処理場	0	0
(7)廃棄物の積替え保管場所	1	1
(8) セメントサイロ	0	0
(9)材料置場	0	1
(10)死亡獣畜取扱場	0	0
(11)と畜場	0	0
(12) 畜舎	0	0
(13)青写真作成作業場	0	0
(14)工業用材料薬品作業場	0	0
(15)食物くん蒸場	0	0
(16)めん類製造場	0	0
(17) 豆腐煮豆製造場	0	0
(18)砂利採取場	0	0
(19) 洗濯事業場	3	0
(20) 廃油処理事業場	0	0
(21) 汚泥処理事業場	0	0
(22) し尿処理事業場	0	0
(23) 汚水処理事業場	0	0
(24)下水処理場	0	0
(25)暖房用熱風炉	0	0
(26) ボイラー	0	0
(27) ガスタービン	0	0
(28) 焼却炉	0	0
(29) 地下水揚水事業場	0	0
(30) 浄水場	0	0
(31)病院	0	0
(32)試験・研究機関	0	0
合計	7	3

イ 指定作業場の諸届及び職権抹消

氏名変更届 15件 承継届 1件 廃止届 11件 職権抹消 2件

町別・業種別指定作業場数

	恒国	千歳	· 		秦三	江東蟾 攤雞) 明 兴	五 万 原	本 匠	東駒形	舌妻橋	錦糸	太平	類三	業	巨晶	東巨副		田	東 4	京島	文 花 広	立花	東墨田	総計	<i>uc</i> 1
自動車駐車場	17	4	17	10	7 51	1 11	14	12	2	5	2	11	14	17	14	4	32 1	3 2	27 1'	7 111	1	3 20) 34	14	401	
専用自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0 0	0 (0 (0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0 0	0		П
ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド	1	1	0	0	1	1 0	2	2	3	1	0	0	2	1		2	9	П	3	0	0	2	2 3	2	37	
自動車洗車場	1	1	0	0	0	1 (0 1	. 3	2	0	0	0	2	1	2	3	4	П	1	1	0	0 1	1	T	27	2
ウエスト・スクラップ処理場	0	0	0 2	56	2 (0 0	0 (0 (0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1 (0	0	2 1	0	2	36	
セメントサイロ	0	0	0	0	0	0 0	0 (0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0 0	0		
材料置場	0	0	0	2	4	4 0	0	0 (0	2	0	0	1	0	2	က	0	0	1	2	0	1	2 0	2	29	6
死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	2		2
青写真作業場	0	0	0	0	0	0	0 0	0 (0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0 0	0		2
工業用材料薬品小分け作業場	0	1	0	0	0	0	0 0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	4		2
めん類製造場	0	0	0	0	0	0	0 0	1	1	0	0	1	0	0	2		12	0	2	,	, 2	4 8	8 4	0	49	6
豆腐・煮豆製造場	0	0	2	1	0	2 0	2	3	2	0	2	1	2	0	2	9	11	0	8	3	2	0	6 2	0	09	
洗濯事業場	2	2	4	1	1 5	2 0) 1	. 3	9	0	3	3	4	4	6	2	11	0 1	11	, 9	4	2 (6 5	0	26	
ボイラー	9	1	4	2	1 22	2 6	9 6	5 2	3	2	2	9	4	4	9	2	10	4	6	3	4 ;	2	8 1	1	126	,c
地下水揚水施設事業場・公衆浴場	0	0	0	0	0 (0 0	0 0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0)	0
廃棄物の積替え保管場所	0	0	1	4	0 (0 0) 1	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0 (0	0	1 (0 0	3	15	5
ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 (0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0 (0	0 (0 (0 0	0]	1
病院	0	0	0	0	0	1 1	0 1	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	.,	2
試験・研究機関	0	0	2	0	2	2 1	0 1	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1 (0 (0 (0 0	1	14	4
汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0 0	0		
+ 場線	27	10	30 4	49 1	18 86	5 19	9 27	27	24	13	15	22	30	29	38	38	87 2	20 6	89	5 31	1 27	7 54	1 50	32	906	.0
					1		-	-	-													令和	令和7年3月	31	月現在	Ħ

8 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」と、特定施設を有する事業所を「特定工場等」と、また、著しい騒音・振動を発生するおそれのある建設作業を「特定建設作業」と定め、施設の設置・設備等の変更、建設作業の実施に当たってあらかじめ区長に届け出るものとしている。

(1) 騒音規制法に基づく特定施設

金属加工機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上の圧延機械等11種)、空気圧縮機及び送風機(原動機の規格出力が7.5kW以上のもの)等11施設について届出の義務がある。

ア 騒音規制法に基づく特定施設数(令和7年3月31日現在)

		1 J H I 0 / 1 O I
	特定工場 等総数	特定施設 総数
(1)金属加工機械	490	1, 483
(2)空気圧縮機及び送風機	248	1,890
(3)土石用破砕機等	3	5
(4)織機	0	0
(5)建築用資材製造機械	0	0
(6)穀物用製粉機	2	3
(7)木材加工機械	46	73
(8)抄紙機	0	0
(9)印刷機械	301	1,068
(10) 合成樹脂用射出成形機	80	255
(11)鋳型造型機	0	0
合計		4, 777
実数	1, 170	

イ 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

1 対明日が明治に至っ	7 111 /		41/1/1/L				
		設置	量届出	使用组	2廃届出	数変	更届出
		工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)
(1)金属加工機械		0	0	10	19	1	60
(2)空気圧縮機及び記	送風機	1	1	3	14	5	63
(3)土石用破砕機等		0	0	0	0	1	3
(4)織機		0	0	0	0	0	0
(5)建築用資材製造標	幾械	0	0	0	0	0	0
(6)穀物用製粉機		0	0	0	0	0	0
(7)木材加工機械		0	0	0	0	0	0
(8)抄紙機		0	0	0	0	0	0
(9)印刷機械		0	0	9	59	0	0
(10)合成樹脂用射出原	龙形機	0	0	1	19	0	0
(11)鋳型造型機		0	0	0	0	0	0
合計	延数		1		111		126
☐ FT	実数	1		23		7	

(2)振動規制法に基づく特定施設

金属加工機械(機械プレスほか4種類)、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)など、10種類について届出が義務付けられている。

ア 振動規制法に基づく特定施設数 (令和7年3月31日現在)

47 17 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1 14/	- 70 C FO C 79 C T	. 11 1 - 2 4
		特定工場	特定施設
		等総数	総数
(1)金属加工機械		613	2, 701
(2)圧縮機		99	178
(3)土石用破砕機等		3	6
(4)織機		1	1
(5)コンクリートブロ	ツ		
クマシン等		1	1
(6)木材加工機械		0	0
(7)印刷機械		210	613
(8)ロール機		13	21
(9)合成樹脂用射出成	形機	71	244
(10)鋳型造型機		0	0
合計	延数		3, 765
	実数	1,011	

イ 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

1 派到が順位に至って行た地段が周山が近						
	設置	置届出	使用全廃届出		数変更届出	
	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)
(1)金属加工機械	1	4	10	59	1	33
(2)圧縮機	0	0	1	2	3	8
(3)土石用破砕機等	0	0	0	0	1	4
(4)織機	0	0	0	0	0	0
(5)コンクリートブロッ						
クマシン等	0	0	0	0	0	0
(6)木材加工機械	0	0	0	0	0	0
(7)印刷機械	0	0	9	57	0	0
(8)ロール機	0	0	1	1	0	0
(9)合成樹脂用射出成形機	0	0	1	19	0	0
(10) 鋳型造型機	0	0	0	0	0	0
合計		4		138		45
実数	1		22		5	

(3) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業

騒音規制法では建設作業のうち特に大きな騒音を発生するおそれのある作業8種類を、また、振動規制法では著しい振動を発生するおそれのある作業4種類を、それぞれ「特定建設作業」と定め、工事施工者に対し、建設作業開始の7日前までに、届出を義務付けている。ただし、その作業が開始した日に終わるものは除かれる。

届出時には、施工者に対し近隣住民への工事概要、作業時間、騒音防止、振動防止の対策方 法等を十分説明し、理解を得て建設作業を実施するよう指導している。

ア 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数

作業種類	件数
くい打機等	9
びょう打機等	0
さく岩機	365
空気圧縮機	5
コンクリートプラント等	0
掘削機等	2
合計	381

イ 振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

作業種類	件数
くい打機等	10
鋼球	0
舗装版破砕機	0
ブレーカー	238
合計	248

9 化学物質の適正管理

工場及び指定作業場を設置している者であって、適正管理化学物質(59物質)のいずれかを年間100kg以上取り扱う者(適正管理化学物質取扱事業者)に使用量等の報告及び化学物質管理方法書の作成が義務づけられている。また、適正管理化学物質取扱事業者のうち従業員数21人以上の事業所を設置するものは、化学物質管理方法書の区長への提出が義務づけられている。

使用量等の届出件数 51件 化学物質管理方法書の提出件数 6件

10 土壌汚染の調査及び対策

有害物質取扱事業者及び土地改変者などには、法律、条例により土壌汚染の調査及び対策等が 義務づけられている。これに伴い環境保全課では、調査及び対策の方法について相談を受け、届 出を受理している。また、工場や土壌汚染の履歴は、不動産取引において重要な事項であり、窓 口に土地の履歴を調べに来た宅建業者等に対し、情報を提供している。 土壌汚染状況調査報告書6件汚染拡散防止計画書2件汚染拡散防止措置完了届出書4件土壌地下水汚染対策計画書0件土壌地下水汚染対策完了届出書2件土壌汚染に関する情報提供数1,630件

11 区内の空間放射線量の測定

墨田区では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能の影響を考え、空間放射線量 を測定している。

空間放射線量について、隅田公園をはじめとした区内4か所の公園で定点測定を実施し、測定 結果を適時ホームページ等で公表している。

なお、区内の空間放射線量は、低い値で安定的に推移している。

また、区内の放射線量を自分で測定したい区民等に対し、放射線測定器を貸し出している。令和6年度の貸出しは0件だった。

定点における	放射線量の測定結果	(単位 ·	u Sv/h
V 1111/1011 0	N X N N N =	(1) 1 H O T /X /	III. · /	$x \cup v / \Pi$

測定場所	平均値	
隅田公園	0.05	
錦糸公園	0.09	
東向島北公園	0.05	
東墨田公園	0.07	

(地上 50cm で測定)

12 野生生物被害対策 ※下線は、特定外来生物

(1) カラス

カラスは、3月から7月にかけての繁殖期に、巣に近づく人に対して、卵やヒナを守ろうとして威嚇や攻撃をする場合がある。人に危害を加える恐れがあり、危険と判断された場合は、巣がある場所の管理者や所有者に巣等の撤去を依頼している。なお、巣に卵やヒナがいる場合は、鳥獣保護管理法(「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」)に基づく捕獲許可をもつ専門業者を紹介している。また、所有者や管理者自身では対応が困難な場合は、環境保全課が専門業者に巣等の撤去を委託している。

相談件数・環境保全課が巣の撤去を委託した件数(過去3年間)

年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	77 件	41 件	40 件
撤去件数	0件	0件	0件

(2) ウミネコ

平成 27 年度から、区南部地域で鳴き声や糞害に対する相談が寄せられ始めた。 3 月から 8 月の繁殖期に、建築物の屋上にウミネコが営巣することがあるため、営巣が想定されそうな建築物の所有者(管理者)に防鳥対策のチラシを配布し、営巣防止(屋上の点検や防鳥ネットの設置等が効果的であること)について周知・依頼している。

また、令和4年4月1日から糞や鳴き声による生活環境被害を及ぼしている場合、必要最小

限の捕獲に限って許可業者による卵・ヒナの捕獲(3月~8月に限る)が可能(第13次東京都 鳥獣保護管理事業計画)となった。こうした状況を勘案し、令和6年3月から営巣による生活 環境被害が発生している場合は、建築物の所有者(管理者)が飛来防止対策を行うことを前提 とした申請に基づき、各建築物1回に限り、委託業者による巣の撤去及び卵、ヒナの捕獲事業 を開始した。

相談件数・環境保全課が営巣を確認した件数(過去3年間)

年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	112 件	119 件	71 件
確認件数	14 件	16 件	18 件

(3) ハクビシン・アライグマ

ハクビシン・アライグマは国外から持ち込まれた後、飼育場所から逃げ出す等し、人々の 生活への被害を引き起こしている。移動能力が高く、木や柱に登ることが得意なことから家屋 等へ侵入し、果実等や特にアライグマは観賞魚等も食べることから、食害についても相談が寄 せられている。被害を防ぐ対策として、エサ資源や繁殖場所をなくすことが重要なため、エサ となるものを放置しないことや家屋の破損箇所の修理等を周知している。また、令和6年2月 から住居への侵入等が確認され、生活環境被害が発生している場合は、建築物の所有者(管理 者)が侵入等防止対策を行うことを前提とした申請に基づき、各建築物1回に限り、委託業者 による捕獲事業を開始した。

相談件数・目撃情報件数(過去3年間)

年度	4年度	5年度	6年度
ハクビシン	32 件	37 件	48 件
アライグマ	7件	15 件	20 件

(4) セアカゴケグモ

平成30年に区内で初めて発見されて以降、毎年数件の発見通報や相談がある。セアカゴケグ モは、日当たりの良い暖かい場所で、地面や人工物の窪みや穴、隙間に営巣する。攻撃性はな いが、触ると咬むことがあり、特にメスは毒性が強いことから、発見しても素手で捕まえたり、 触らないように周知している。併せて、セアカゴケグモを発見した場合は、家庭用殺虫剤(ゴ キブリ駆除用など)で駆除し、環境保全課に連絡をもらえるように周知している。

相談件数・東京都によりセアカゴケグモと同定(確認)された件数(過去3年間)

年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	3件	4件	16 件
同定件数	1件	3件	10 件